

幕別町手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例						
○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)					○幕別町手数料条例 (平成12年 3月24日 条例第13号)						
第1条～第7条 略					第1条～第7条 略						
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)						
番号	手数料を徴収する事務	手数料		徴収時期	摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料		徴収時期	摘要
		名称	金額					名称	金額		
1 ～ 50	略					1 ～ 50	略				
51	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 (住宅の品質確保の促進等に関	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅(共同住宅を除	51	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	イ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (4) 住宅の戸数が1戸のもの 43,700円 (住宅の品質確保の促進等に関	認定申請のとき	イ 住宅(共同住宅を除

現 行 条 例			改 正 条 例		
<p>建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円）</p> <p>(4) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円）</p>	<p>く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金</p>	<p>建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から56の項までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,000円）</p> <p>(イ) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 84,800円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）</p> <p>(ロ) 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 118,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、22,400円）</p> <p>(ニ) 住宅の戸数が11戸以上のもの 164,000円 （評価機関審査を受けた場合にあつては、35,000円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げ</p>	<p>く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
			<p>額を合計した金額とする。</p> <p><u>ニ</u> <u>ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイを同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>ホ</u> <u>法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>				<p>額を合計した金額とする。</p> <p><u>ハ</u> <u>法第54条第2項の規定による申し出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>
		<p><u>ロ</u> <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u></p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28</u></p>				<p><u>る当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) <u>住宅の戸数が1戸のもの</u> 25,200円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円)</u></p> <p>(ロ) <u>住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</u> 44,700円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</u></p> <p>(ハ) <u>住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの</u> 62,900円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)</u></p> <p>(ニ) <u>住宅の戸数が11戸以上のもの</u> 88,600円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</u></p> <p><u>ロ</u> <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u> <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる以外の場合</u> <u>イ</u> <u>(1)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞ</u></p>	

現 行 条 例		改 正 条 例	
	<p><u>年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項までにおいて「基準省令」という。）第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</u></p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(4)までに定める金額</u></p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建</p>		<p><u>れイ(1)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、129,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</u></p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)(ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、60,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,500円）を加えた金額</u></p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建</p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p>建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">288,000円</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項から55の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、14,500円）</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">357,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る<u>建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対し、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項の二</u></p>			<p>建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">288,000円</p> <p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下この項から56の項までにおいて「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、14,500円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">357,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る<u>建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>	

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p>				<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p>				
52	都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 <u>1戸又は1棟につき1,000円</u></p> <p>ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,700円</p>	変更認定申請のとき	<p>イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロとハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</p> <p>ロ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅</p>	52	都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 <u>1棟につき1,000円</u></p> <p>ロ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 住宅の戸数が1戸のもの 26,300円 (評価機関審査を受けた場合に</p>	変更認定申請のとき	<p>イ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅</p>

現 行 条 例		改 正 条 例		
	<p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</u></p> <p>(3) <u>住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの</u> 70,200円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)</u></p> <p>(4) <u>住宅の戸数が11戸以上のもの</u> 99,800円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</u></p>	<p>以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とす</p>	<p>あつては、9,000円)</p> <p>(ロ) <u>住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</u> 49,700円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</u></p> <p>(ハ) <u>住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの</u> 70,200円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円)</u></p> <p>(ニ) <u>住宅の戸数が11戸以上のもの</u> 99,800円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円)</u></p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) <u>住宅の戸数が1戸のもの</u> 16,800円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、9,000円)</u></p> <p>(ロ) <u>住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの</u> 29,300円</p> <p><u>(評価機関審査を受けた場合に</u></p>	<p>以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とす</p>

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第1号に適合している旨の認定を申請する場合</u> ロ(2)から(4)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額に、70,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が基準省令第5条第3項第</u></p>	<p>る。</p> <p>ニ <u>ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p>ホ <u>法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>			<p><u>あっては、14,500円）</u></p> <p>(イ) <u>住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの</u> 42,400円 <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,400円）</u></p> <p>(ロ) <u>住宅の戸数が11戸以上のもの</u> 62,000円 <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,000円）</u></p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>(2)に掲げる以外の場合</u> ロ(1) (ロ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1) (ロ)から(ニ)までに定める金額に、70,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円）を加えた金額</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合し</u></p>	<p>る。</p> <p>ハ <u>法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p><u>2号に適合している旨の認定を申請する場合 ロ(2)から(4)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)から(4)までに定める金額</u></p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る<u>建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して</u></p>			<p><u>ている旨の変更認定を申請する場合 ロ(2)(ロ)から(ニ)までに係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(ロ)から(ニ)までに定める金額に、35,700円(評価機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)を加えた金額</u></p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 151,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,500円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p> <p>(2) 当該申請に係る<u>建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合し</u></p>	

現 行 条 例					改 正 条 例						
			<p>認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,800円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p>						<p>ている旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,800円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、14,600円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、23,000円)</p>		
53	略				53	略					
54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>イ 住戸を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円</p>	認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のイ及びロの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。	54	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円</p>	認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供

現 行 条 例		改 正 条 例		
に対する審査	<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</u>	する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。	<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</u>	する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のイ及びハに規定する金額を合計した金額とする。
	<u>(ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u>		<u>(ロ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u>	
	44,900円		44,900円	
	<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</u>		<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円)</u>	
	<u>(2) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u>		<u>(ウ) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u>	
	79,700円		79,700円	
	<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u>		<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u>	
	<u>(3) 住宅の戸数が5戸以上のもの</u>		<u>(エ) 住宅の戸数が5戸以上のもの</u>	
	131,000円		131,000円	
	<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</u>	<u>ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金</u>	<u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</u>	<u>ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及びハに規定する金額を合計した金</u>
			<u>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>	
			<u>(イ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	
			21,600円	
			<u>(評価機関審査を受けた場合に</u>	

現 行 条 例				改 正 条 例			
			<p>額とする。</p> <p>ニ <u>ロ及びハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のイの認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p>ホ <u>法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>				<p>額とする。</p>
		<p><u>ロ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合</u></p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合する旨の認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円）</u></p>			<p><u>あつては、6,900円）</u></p> <p>(ロ) <u>住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 23,200円 <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円）</u></p> <p>(ハ) <u>住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> 39,200円 <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</u></p> <p>(ニ) <u>住宅の戸数が5戸以上のもの</u> 66,500円 <u>（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）</u></p> <p>ロ <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>(2)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(1)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅</u></p>		<p>ハ <u>法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</u></p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p>ては、12,200円)を加えた金額</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号イ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)及び(3)に定める金額</p>			<p>の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額に、79,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額</p> <p>(ロ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第2号に適合している旨の認定を申請する場合 イ(1)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(1)から(3)までに定める金額</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 イ(2)から(3)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(2)から(3)までに定める金額に、39,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額</p> <p>ハ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に</p>	

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p><u>ルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p>			<p>掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 258,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p>	

現 行 条 例					改 正 条 例						
			(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)				(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)				
55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1戸又は1棟につき 1,000円 ロ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 住宅の戸数が1戸のもの 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (ロ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (評価機関審査を受けた場合に	変更認定申請のとき	イ 同一の建築物に係るこの項の第4欄のロ及びハの変更認定を同時に申請する場合は、当該ロの申請に係る手数料は、徴収しない。 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及び	55	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	イ 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円 ロ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、6,900円) (ロ) 住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円 (評価機関審査を受けた場合に	変更認定申請のとき	イ 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のロ及び

現 行 条 例		改 正 条 例	
<p><u>あつては、6,900円)</u> (2) <u>住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> 46,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u> (3) <u>住宅の戸数が5戸以上のも</u> 78,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</u></p>	<p>ニに規定する金額を合計した金額とする。 ハ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。 ニ ロ又はハの場合において、同一の建築物に係るこの項の第4欄のロの変更認定を同時に申請するときは、当該ロの</p>	<p><u>あつては、6,900円)</u> (ハ) <u>住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> 46,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u> (ニ) <u>住宅の戸数が5戸以上のも</u> 78,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</u> (2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の戸数及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (イ) <u>住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 14,000円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)</u> (ロ) <u>住宅の戸数が1戸のもので床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 14,800円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあつては、6,900円)</u></p>	<p>ニに規定する金額を合計した金額とする。 ロ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項の第4欄のハ及びニに規定する金額を合計した金額とする。</p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
		<p><u>申請に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p>ホ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>			<p>(ハ) <u>住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> 25,400円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u></p> <p>(ニ) <u>住宅の戸数が5戸以上のもの</u> 45,100円 <u>(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</u></p> <p>ハ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第14条第2項第1号に適合している旨の変更認定を申請する場合</u> ロ(1)(ハ)から(ニ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(ハ)から(ニ)までに定める金額に、46,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)を加えた金額</p> <p>(ロ) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12</u></p>
	<p>ハ <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合</u></p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合</u> ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額に、46,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)を加えた金額</p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12</u></p>				<p>ハ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に6の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>

現 行 条 例			改 正 条 例		
	<p><u>条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 ロ(2)及び(3)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)及び(3)に定める金額</u></p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定</u></p>			<p><u>条第2項第2号に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(1)(ハ)から(ロ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(1)(ハ)から(ロ)までに定める金額</u></p> <p>(2) <u>当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 ロ(2)(ハ)から(ロ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれロ(2)(ハ)から(ロ)までに定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額</u></p> <p>ニ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) <u>(2)に掲げる以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p>	

現 行 条 例				改 正 条 例			
		<p>める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">135,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">172,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">56,200円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">73,600円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p>				<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">135,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">172,000円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p style="text-align: right;">56,200円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">73,600円</p> <p>(判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p>	
56	略			56	略		

現 行 条 例	改 正 条 例				
<table border="1"><tr><td data-bbox="107 252 145 331">～ 58</td><td data-bbox="145 252 1111 331"></td></tr></table> <p>備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	～ 58		<table border="1"><tr><td data-bbox="1151 252 1189 331">～ 58</td><td data-bbox="1189 252 2163 331"></td></tr></table> <p>備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく法令を含む。）若しくは政令又は条例（これに基づく規則を含む。）若しくは規則における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	～ 58	
～ 58					
～ 58					